

令和2年（2020年）6月3日

平和で豊かな枚方を市民みんなで作る会

枚方市長 伏見 隆

## 新型コロナウイルス感染症対策への要請・質問に対する回答書

### （枚方市内の医療の検査体制、治療体制について）

1. 全国的に PCR 検査数は増えていると報道されていますが、枚方市のホームページでは、検査数は相談数の約 10 分の 1 が続いています。

主治医からの依頼にも対応するようになってから枚方市では増加しているか、検査はどこで実施しているか、また検査機器の導入について具体的にお聞かせください。

#### 【回答】（保健医療課）

枚方市では、保健所に設置した「帰国者・接触者相談センター（大阪府では新型コロナ受診相談センター）」に連絡のあった感染が疑われる相談者（診察医師を含む。）に対し、国や大阪府の基準（発熱、流行地域からの帰国者、患者との濃厚接触者、症状から感染が疑われる者）や診察医師からの診断結果等を踏まえ、検査が必要と考えられる方に対して PCR 検査を実施しています。

相談件数には、PCR 検査を希望する相談のほか、病気の内容、感染症予防の方法、医療機関の受診、会社での対策など、色々な内容が含まれています。また、PCR 検査を希望する相談者の中には、症状があっても、未だ医療機関に受診されていない方も多く、そのような方には、まずは事前連絡の上、かかりつけ医等の医療機関への受診をお願いしています。この結果として、検査数が相談数の約 1 割となっています。

なお、検査を実施している医療機関は、非公表となっています。また、検査機器の購入について、希望があった医療機関へは国の補助金を活用し、助成を行っています。

2. 保健所では対応が忙しくなり大変なことと思われそうですが、人員体制・設備面は充分か、特に人員の補充などの対応をしているかをお聞かせください。

#### 【回答】（人事課、保健医療課）

新型コロナウイルス感染症により対応業務が集中している保健所等の部署については、専門職の会計年度任用職員の任用や、職員の事務応援により業務体制の強化に取り組んでいます。

また、保健師について、経験者枠を含めた6月1日付採用に向けた正職員採用試験を実施しました。

保健所の設備面については、三密状態を避けるため、複数個所に分かれて執務を行うなど、限られたスペースを工夫して使用し、業務にあたっています。

### 3. 治療体制として、患者の受け入れ体制がどうなっているか

①重症・軽症患者の受け入れ病院・病床数は確保されているか、現在の入院患者数はどれだけか

【回答】（保健医療課）

陽性者については、その症状に応じて適切に対応するため、大阪府の入院フォローアップセンターにて府下全体で入院、宿泊施設の利用等の調整を図っています。最新の入院者数や宿泊療養数については随時更新されていますので、大阪府のホームページをご参照ください。

② 宿泊施設を用意しているか

【回答】（保健医療課）

同上

③ 陽性者で入院待ちの自宅待機者はいるか

【回答】（保健医療課）

同上

④ 医療体制として人員の補充を行っているか

【回答】（保健医療課）

医療職の確保については、全国的に課題となっているなか、各医療機関において現員体制の中で受け入れ拡大等の要請に対応していただいているところです。また、受け入れ拡大に必要な雇用に対しては、大阪府が補助金を整備しています。

4. コロナ以外の疾患の患者の緊急受け入れ体制（市内の病院の救急医療体制）は保障されているか具体的にお聞かせください。

【回答】（保健医療課）

市内各病院のコロナ以外の疾患患者の救急受け入れ体制の状況については、把握しておりませんので、枚方寝屋川消防組合にお問い合わせください。

(介護関係について)

1. 市内で、休業をしたり、事業を縮小したりしている施設があるのか実態を把握しておられますか。

またそのような状況があれば、どのように対処されていますか。

**【回答】(福祉指導監査課)**

まず、「市内で、休業したり、事業を縮小したりしている施設があるのか実態を把握しておられますか。」についてお答えいたします。本市では、厚生労働省及び大阪府へ「新型コロナウイルス感染症による高齢者施設の臨時休業の実施状況報告」をしています。そのため、各事業所から休業や一部縮小などをはじめ休業した場合の理由及び施設利用者への対応状況を報告いただいています。

次に、「また、そのような状況であれば、どのように対処されていますか。」につきましても、厚生労働省及び大阪府からの通達に基づき、通所又は短期入所を行う介護サービス事業所においては、感染拡大の防止対策を徹底のうえ、支援を必要とする利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則として、サービス提供の継続をお願いしています。ただし、感染防止の観点から、家族での介護が可能となった場合等、サービスを利用しなくても居宅等において生活が可能となった利用者に対しては、利用者や家族の意向も踏まえ、可能な限りサービス利用を控えていただく等の協力をお願いしております。また、感染防止の観点から自主的に休業を行う場合であっても、利用者適切にサービス提供が継続されるよう代替サービスの確保について必要な調整をお願いしています。

2. マスクや消毒液などの衛生用品が全く足りていません。仕事が休みの日に職員が朝早くからドラッグストアに並んで買う努力をしたり、国や市から少しだけ支給があったようですが全く不十分です。介護職員や利用者が安心して運営や利用ができるように衛生用品を、公的に確保し支給してください。枚方市の衛生用品への対応をお聞かせください。

**【回答】(地域健康福祉室 長寿・介護保険担当)**

マスクや消毒液等の衛生用品のうち、マスクについては、市が備蓄していたものや寄付を受けたものなど、これまで約5万3,000枚を各事業所に配布しており、今後も約4万4,000枚の配布を予定しています。

また、消毒液については、国・府と連携しながら確保に努め、すでに特別養護老人ホームや軽費老人ホーム等に各17リットル、介護老人保健施設や介護医療院に各18リットルが配布されています。今後は、その他の事業所に対し、計約1,400リットルが配布される予定です。

3. 施設の職員や利用者が、感染の不安を感じることはないように、PCR 検査を受けられ

るように、検査体制を拡充してください。また危険手当など職員の待遇改善を市独自で行い、国にも検査の充実を要望して下さい。現在、検査に関し枚方市としての見解をお示しください。

**【回答】（保健医療課）**

現在、市が行う PCR 検査については、国や大阪府の基準の下、診察医師が新型コロナウイルス感染症を疑った者に対して、全額公費により実施しており、希望者全員には行っておりません。

このような中、国では PCR 検査希望者が多いことを踏まえ PCR 検査の保険診療への追加や 1 日実施可能検査数の拡大を始め、新たに抗原検査の導入等の対策が図られているところです。

市としては、国の動向を注視するとともに、PCR 検査に利用する検体の採取や保険診療による PCR 検査のできる医療機関数を増やす取組を進め、検査が必要な方に検査が提供できる体制整備について、必要な対応を行っていく予定です。

保健所等の市職員が、感染者等を医療機関へ搬送するなどの業務に係る特殊勤務手当については、特別措置条例の制定により待遇改善を図るものです。

4. 自粛による利用者減で財政的に厳しい事業所に対し財政的な補てんをして下さい。また休業になった場合に補償をして下さい。現在検討されている内容をお示しください。

**【回答】（地域健康福祉室 長寿・介護保険担当）**

国の持続化給付金については、社会福祉法人や個人事業者等も支給対象となるため、自粛による利用者減で財政的に厳しい事業所に対しても、一定の補てんがなされるものと考えております。

また、休業要請を受けた事業所等に対しては、サービスの継続を支援するための補助制度が国によって創設されており、現在、本市でも、この制度の活用を検討しています。

（高齢者サポートセンター・枚方市地域包括センターについて）

1. 地域包括支援センターの業務について現在、どのようになっているのでしょうか。

**【回答】（地域健康福祉室 健康福祉総合相談担当）**

従来どおりの業務を実施していますが、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、以下の取り組みをしています。

地域住民を対象にした地域包括支援センターが企画する講座や会議の実施については緊急や代替え方法の有無を検討しながら、原則、開催を見合わせています。ただし、住民主体の活動が継続されている場合は、感染予防に配慮しながら戸外での実施等の支援を行っています。

また、郵送による申請受付対応（高齢者 SOS キーホルダー配布等）を取り入れるとともに、妊娠中の女性労働者等への配慮を含む職員の勤務体制の変更等を実施しています。さらに、来所面接に代わる相談手段も検討しながら相談支援業務を継続実施しています。

2. 地域包括支援センターの職員の勤務はどのようになっているのでしょうか。

【回答】（地域健康福祉室 健康福祉総合相談担当）

地域包括支援センターは、市の委託を受けた社会福祉法人等が運営しており、各センター職員の待遇や勤務状況は異なります。

地域包括支援センター業務の継続性を確保するために、各地域包括支援センターでは業務状況を考慮しながら職員の勤務体制の変更等を実施しています。

3. 職員の待遇（賃金など）はどのようになっているのでしょうか。

【回答】（地域健康福祉室 健康福祉総合相談担当）

各地域包括支援センター職員の待遇（賃金形態）については、各運営法人の規定等により異なります。

（学校関係について）

1. 臨時休校の決定について

公立学校の休校措置は、本来的に学校の設置者である教育委員会、校長に決定権限があたえられ、文部科学省が各都道府県、市町村の教育委員会に休業を命じる権限はないといわれています。

①この間の安倍総理の臨時休校の要請を受けた枚方市、枚方市教育委員会の臨時休校決定過程を具体的に教えてください。

【回答】（教育指導課）

大阪府教育庁からの要請を受けて、枚方市新型コロナウイルス対策本部会議において決定し、小・中学校の臨時休業措置としています。

②臨時休校中は、教育委員会や、校長会は開催されたのでしょうか？

【回答】（教育指導課）

3月2日 臨時校長会

※4月2日 臨時校長会

※4月8日 定例校長会

5月8日 臨時校長会

※5月12日 定例校長会

※：4月2日・8日、5月12日は、指示伝達事項のメール送信により校長会に代えています。

## 2. 臨時休校後について

①3月2日から実施された臨時休校実施後、学校や保護者からのどのような相談がありましたか？また、行われた解決方法と今後に生かせる内容をお示しください。

### 【回答】（教育指導課）

- ・卒業式・入学式の実施について（賛否の意見や実施の場合の方法等） →式次第の短縮、来賓・参列者の制限、マスク着用・手指消毒の徹底等により実施した。
- ・臨時休業期間中における学習について →各校から課題を提供、学習コンテンツの活用案内等
- ・留守家庭児童会に在籍していない児童の預かり場所について →臨時的・緊急的な居場所を設定した。
- ・学校再開について →感染状況や国・府の動向を踏まえて判断していく。 等

③3月の受験や進級にどのような影響がありましたか。

### 【回答】（教育指導課）

特に影響はなかったと受け止めています。なお、府立高校への出願は教員が行いました。

④現在も休校中ですが、子どもたちに学校として、どのように関わっていますか。

### 【回答】（教育指導課）

教科書の受け渡し時や電話連絡等により児童・生徒の状況把握に努めています。

⑤休校中の教員の主な仕事は、どのような内容ですか？

### 【回答】（教育指導課）

臨時的な居場所の対応や家庭学習課題の作成、教材研究、来校日に向けた準備 等

⑥講師・臨時職員等で雇用条件が変わった場合はありますか？ あれば、具体的に教えてください。

### 【回答】（教職員課）

雇用条件に変更はありません。

### 3. 学校でのコロナ感染対策

コロナの感染は、子どもたちの症状は軽く、子どもから大人への感染はほぼないといわれています。今後のことを考えると「子どもの教育権」の保障のために、休校の科学的根拠を明確にすることは必要です。

①枚方市・枚方市教育委員会として、コロナ感染の科学的根拠の研修はされているのでしょうか。

#### 【回答】(教育研修課)

教職員対象の研修は、新型コロナウイルス感染症対策のため、現在、延期または中止等としています。

そのため、コロナ関連の内容の研修(感染の科学的根拠の研修)は現在のところ実施していません。

②子どもたちにコロナ感染症の正しい知識が必要です。学校の授業に取り入れていただきたいのですが、どのように考えられますか。

#### 【回答】(教育指導課)

新型コロナウイルス感染症に関する知識や偏見防止等について、保健体育の授業等の機会を捉えて啓発等をしていきます。

③コロナ感染の収束は長期化の様相ですが、学校の段階的再開された場合の感染症対策は、どのように検討されていますか。学校体制の中での保健室の役割は重要だと考えますが、どのようにお考えですか

#### 【回答】(教育支援推進室 学事保健担当)

学校再開に当たり、学校の感染症予防対策を強化するため、文部科学省・大阪府教育庁・枚方市新型コロナウイルス感染症対策本部からの指示に基づき「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(保健管理)」を作成し、感染症対策を講じています。この中に、保健室の運営についても掲載しております。

④国連・子どもの権利委員会は、COVID-19 パンデミックが子どもたちに及ぼす重大な身体的、情緒的および身体的影響について警告するとともに、各国に対し子どもたちの権利を保護するよう求めました(2020/4・8)

大阪府、枚方市は、子どもの権利を守る視点を忘れず、感染防止を当然の前提にし、子どもの生活権、学習権、遊び・文化の権利、自治・社会参加権を保障することが必要です。ご意見をお聞かせください。

【回答】(子ども青少年政策課)

学校においては、十分な感染防止対策に取り組むとともに、自宅学習も含めた学習環境の確保を図ります。

今後も引き続き、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくりを進めます。

(子どもの「食」の保障について)

1. 長引く休校措置で、学校給食もストップしたままです。就学援助を受給している家庭は、学校では昼食は給食で賄われその費用は補償されます。しかし、経済困難を抱えて援助を必要としているのに、休校であるがゆえ昼食費は家庭の負担としてのしかかっています。就学援助費の給食費は受給家庭に支給することを強く望みます。見解をお聞かせください。

【回答】(教育支援推進室 学事保健担当)

就学援助の認定を受けたすべての保護者に対し、臨時休業中など実費負担が発生しない平日の給食費について支給してまいります。

2. 子どもの貧困が大きく社会問題と認知される中で、子ども食堂が広がってきました。枚方市でも市民の自主的な活動が取り組まれ、自治体の補助もつくようになりました。自治体としても、子どもの貧困対策としての一つとして掲げていた「子ども食堂」について、中止の要請をしているとのことですが、弁当配布などで、「食」を困難とする子どもの育成を保障する活動を支援すべきです。団体の取組に財政支援をしていただきたい。見解をお聞かせください。

【回答】(子どもの育ち見守りセンター)

子どもの居場所づくり推進事業(「子ども食堂」)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、通常の一室に会しての実施については自粛・中止をお願いしています。その一方で、子どもの食事を確保する観点から、感染拡大防止に向けた対応を行いながら、お弁当を配布していただいている団体があり、この活動については補助の対象として取り扱っているところです。

(枚方市の公共施設の使用禁止について)

1・生涯学習市民センターについて

非常事態宣言が出るまでは、印刷室を利用は、1グループ2人以下という安全対策の工夫の下で、使用できていました。緊急事態宣言後の突然の使用中止でした。説明はありません。会議室や印刷室の新型コロナの安全対策を行い、徐々に生涯学習市民センターが活性化する為の枚方市としての具体的基準づくりを願います。ご意見をお聞かせください。



【回答】（文化生涯学習課）

生涯学習市民センターの印刷室につきましては、国の緊急事態宣言を踏まえ、市民の皆様  
の命を守る観点から、生涯学習市民センターをはじめとする市関連施設を臨時休館とさせ  
ていただいたことに伴い、4月9日から使用を中止させていただきました。

しかし、5月14日に大阪府が自粛要請・解除などの対策を段階的に解除する「大阪モデル」  
を発表したことをふまえ、5月20日から生涯学習市民センターの窓口業務及び印刷室  
の利用を再開しております。

また、5月21日に緊急事態宣言が解除されたことをふまえ、今後、諸室の利用に関しても  
基準を定め、段階的に再開していく予定です。

2・図書館について

図書館の本の貸し出しについては、安全管理のルールを明確にし、第1歩として緊急事態  
宣言が出される前の状態、ネットで予約し、図書館ではカウンターで貸し出しと返却のみ  
で利用できるようにしてください。図書館には本の消毒用の器械も導入されています。ま  
た、一定間隔をあけて並ぶという方法も取れば可能かと思えます。ご意見をお聞かせくだ  
さい。

【回答】（中央図書館）

5月20日以降、以下の対応を行います。

予約本の受け渡し

予約いただいた本の準備が整いましたら、密集を避けるため、受け渡し日時を電話等でお  
知らせし、調整の上、貸し出しを行います。

資料の予約

電話または図書館のホームページ上で予約の受付を行います。窓口での予約受付は行い  
ません。

資料の問い合わせ

探されている本のご相談等は各図書館で電話にて承ります。ただし、各図書館の窓口での  
対面での問い合わせには応じかねます。

その他

感染防止のためマスクの着用、窓口での飛沫防止のためのビニールシートの設置を行い、  
利用者の方にも来館時のマスク着用や間隔確保、一方通行などのご協力をお願いします。

また、持ち帰るための手提げ袋等をご持参いただくようお願いします。

（10万円特別定額給付金の早期支給について）

1・支給開始の本格的時期が、6月中旬以降と伝わっていますが、必要な人にはすぐに  
でも支給しないと意義がありませんので、5月支給をよろしくお願いします。

また、窓口を担う枚方市職員体制はどのようになっているのでしょうか。枚方市としての早期支給に対する具体的解決方法をお示してください。

**【回答】**（特別定額給付金室）

本事業の施策目的は、「迅速かつ的確に家計への支援」とあり、要請内容にある、5月支給が出来るよう、マイナポータルを利用するオンライン申請を5月1日に受付を開始し、併せて、市ホームページによる申請書のダウンロードを5月8日から開始することにより、早期の申請者に対し、一部は5月中に特別定額給付金の支払いを終えております。

また、枚方市における、特別定額給付金の所管組織は、健康福祉部内に臨時組織として特別定額給付金室を4月24日に設置し、所属職員数は、4人となっております。

さらに、早期の支給に向けては、5月1日からオンライン申請、またダウンロードによる多数の申請に対し、他部署からの応援体制をとり、申請書の確認作業や指定金融機関への振込作業などを実施することにより早期支給に努めてまいりました。